

テナント営業に係る個別条件

1 病院内売店営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

② 営業時間

午前7時から午後9時までを基本とすること。病院及びテナント事業者が協議し、双方合意した場合、営業時間の変更もあること。

(2) 営業内容

① 販売品目

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。

なお、酒・たばこ類、風俗雑誌等の販売は行わないこと。

② 販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

ア 郵便切手及び印紙等の取扱いや、公共料金の支払い及び宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカード及び電子マネーでの支払いが可能となるよう努めること。

ウ 衛生用品、肌着等、緊急入院時等に必要な物品を自動販売機等で24時間販売するよう努めること。

エ 各種用紙サイズでモノクロ・カラー印刷ができる機能を有しているコピー機を設置すること。

オ 無料コインロッカーを設置すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。電力量計及び量水器は計量法に定める検定を受けた物とすること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。（病院の既存設備で設置しているものについて、使用許可することもあること。ただし、検査有効期間が経過した時は、改めて事業者が設置を行うこと。）

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。
- ③ 院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。